

水俣市立水俣病資料館の有料広告募集掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市立水俣病資料館（以下「資料館」という。）の新たな財源の確保を図るとともに、市民へのサービスの向上及び地域経済の活性化に資するため、資料館の資産を広告媒体として活用して実施する民間企業等からの有料広告の募集及び掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資料館の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 資料館ホームページ

イ その他広告媒体として活用できる資料館の資産で、市長が特に認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の有料広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告掲載者 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者をいう。

(広告掲載の範囲及び規制業種等)

第3条 広告掲載できる広告は、市民生活に関連した内容のものとする。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第24条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種及びこれに類するもの

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）

(3) ギャンブルに係るもの

(4) 商品先物取引その他投機的商品に係るもの

(5) 債権取立て、示談引き受け等を行う事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(7) 占い、運勢判断等に係るもの

(8) 興信所、探偵事務所等に係るもの

(9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行うもの

(10) 暴力団又は暴力団の構成員が経営に関与していると認めるに足りる相当の理由があるもの

(11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(12) 本市上下水道料金を滞納している事業者

(13) 市税を滞納している事業者

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準の具体的細目は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告媒体ごとの広告の規格、広告掲載の位置、枠数、時期、回数等は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第5条 市長は、募集の都度、広告媒体ごとに募集要項を定めて資料館ホームページ、広報みなまた等により広告の募集を行うものとする。この場合において、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、個別の事業者等に対して広告掲載の募集案内をすることができる。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、水俣市立資料館有料広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告掲載する広告の原稿案
- (2) 事業内容等が分かるもの
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類(市税納税証明書)

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受けた場合は、広告掲載の可否を決定し、その結果を水俣市立資料館有料広告掲載(決定・却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、掲載の決定を行うに際して、第3条及び第4条に規定する広告掲載の範囲及び広告の規格等を遵守させるため必要と認めるときは、申込者に対して広告の内容、デザイン、形状等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告掲載の順位)

第8条 市長は、広告掲載が適当と認められる申込者が予定の枠数を超えたときは、次に掲げる順序に従い、広告掲載の可否を決定する。ただし、競争入札による場合は、この限りでない。

- (1) 第1順位 資料館事業の運営に関係を有する協力事業者等
- (2) 第2順位 市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げる以外のもの

2 前項の場合において、申込者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入等)

第9条 第7条に規定する広告掲載決定通知を受けた広告掲載者は、市長が指定する期日までに、資料館が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入しなければならない。ただし、年間申し込みの場合は、6回を限度に分割納入ができる。

2 前項の広告掲載料の額については、市場価格、公益性等を勘案し、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料を還付するときは、当該広告掲載料の納入を受けてから還付するまでの期間に対する利息を付さないものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載者の責務)

第12条 広告掲載者は、広告の内容その他広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告掲載者の責任及び負担により解決するものとする。

3 広告原稿の作成費用は、広告掲載者の負担とする。

4 広告掲載者は、第7条の規定により受けた広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

5 事故等により広告に破損等が生じた場合は、資料館の負担において修復しなければならない。ただし、資料館の責めに帰すべき理由以外により破損等が生じた場合は、資料館と広告掲載者とで費用負担について協議するものとする。

6 広告掲載者は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(広告代理店等への委託)

第13条 市長は、広告の募集等に係る業務を広告代理店、広告看板等製作者、印刷広告製作者等に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の寄附採納)

第14条 市長は、広告を掲載した封筒その他の物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第3条及び第4条に規定する広告掲載の範囲及び広告の規格等の要件を満たすときは、当該物品等を採納することができる。

2 前項の規定による物品等の寄附採納については、市長がその可否を決定するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。